

子ども・子育て会議	
資料 2	H30.7.6

## 第2次木津川市子ども・子育て支援事業 計画について

### 子ども・子育て支援事業計画の法的根拠

#### 「子ども・子育て支援法」第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### 計画の位置づけ

本計画は、本市の上位計画である「木津川市総合計画」の部門別個別計画として位置付けられています。また、本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律や京都府の子育て支援計画など、関連する個別計画と整合を図っています。

### 計画の策定期間

現行計画 平成27年度～平成31年度の5年間

第2次計画 平成32年度～平成36年度の5年間

### 第2次計画の策定作業内容について

平成30年度 ニーズ調査（調査対象数4,000票）

平成31年度 第2次計画策定作業